

大磯町営自転車等駐車場利用申請書

裏面の記載上の注意事項を必ず参照してください

大磯町長 殿		〒	平成 年 月 日		
		住所			
申請者		氏名		電話番号	
		電話番号		利用者等との関係	
次のとおり、駐車場を常時利用したいので申請します。					
利 用 者	住所	〒			
	氏名	(ふりがな)		電話番号	
	生年月日	T・S・H	年	月	日
	区分	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 学生	年齢	歳
希望する駐車場		<input type="checkbox"/> 東自転車等駐車場のみ		<input type="checkbox"/> 西自転車等駐車場のみ	<input type="checkbox"/> 東西どちらも可
通勤又は通学先		自宅から大磯駅までの距離 約 km			
自転車等区分		<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原付(50cc以下) <input type="checkbox"/> 自動二輪車(51cc~125cc) <input type="checkbox"/> マウンテンバイク <input type="checkbox"/> ビーチクルーザー ※自動二輪車は西自転車等駐車場のみとなります。			
防犯登録番号又は標識番号		自転車等の型式			
自転車等を利用する理由		<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> その他()			
利用期間		年 月 日 ~ 年 月 日	駐車予定時間	時 分 ~ 時 分	
特記事項 <small>特記事項がある場合は記入してください</small>					

注:(1) 自転車の利用者で学生の方は学生証又は学生であることの身分を証明する書類の写しを添付してください。

(2) 申請書は上記太線内のみ記入してください。

上記の申請書に基づき、次のとおり決定してよろしいか。					起案	年 月 日
課 長	副 課 長	係 長	合 議	担 当	決裁	年 月 日
					施行	年 月 日
決定区分		<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない		承認しない理由		
備考欄					◆ 個人番号 :	
<input type="checkbox"/> システム入力 <input type="checkbox"/> 納付書発行・送付 <input type="checkbox"/> 駐輪場連絡 <input type="checkbox"/> 台帳入力					◆ 承認番号 :	
					◆ 駐車位置 :	

利用申請書の提出にあたって

- ◆ 現在(23年度)利用中の方も、24年度も継続して利用を希望する場合は必ず利用申請書を提出してください。
- ◆ 利用申請書は2月1日(水)より受付を開始します〔1月31日までは受付できません〕

※利用申請書の提出場所等について

東及び西駐車場 2月1日～2月29日までの毎日 午前6時～午後9時30分

役場町民課 2月1日～ 土曜・日曜・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

3月以降は役場のみでの受付となります

1 利用申請書の記載上の注意事項

- (1)「年月日」欄は、必ず提出日を記入してください。
- (2)「利用者」欄の住所・氏名は、申請者と同じ場合は「同上」と記入していただいてもかまいません。
- (3)「希望する駐車場」欄は、希望する駐車場にチェックをしてください。ただし、希望者が多い場合、ご希望に添えないことがあります。
- (4)「通勤又は通学先」欄は、会社又は学校がある市町村名も記入してください。
- (5)「自宅から大磯駅までの距離」欄は「通勤又は通学先」が大磯町内の場合、「自宅」を「通勤又は通学先」と読み替えてください。
- (6)「自転車等区分」欄は、利用する車両にチェックをしてください。
- (7)「防犯登録番号又は標識番号」欄は、自転車は防犯登録番号または車体番号を記入し、バイクはナンバープレート(市町村名が記載された標識番号)を記入してください。
- (8)「自転車等の型式」欄は、自転車は色・タイヤサイズ・カゴの有無などを記入し、バイクはメーカー名・色・車種等を記入してください。
- (9)「利用期間」欄は1箇月以上とし、最長で平成25年3月31日までの1年間です。
- (10)「駐車予定時間」欄は、駐車場に置くおおよその時間帯を記入してください。
- (11)「特記事項」欄に記入された内容は参考にさせていただきますが、ご希望に添えない場合があります。

2 その他

- ◆ 利用申請書太枠内は、必ず記入してください。
- ◆ 駐車料の滞納がある場合は平成24年度の利用を承認できませんので、納期内に必ず納付してください。
- ◆ 駐車場所の指定はできません。また、現在利用中の駐車場所を引き続き希望(利用)することはできません。
- ◆ 違法に改造された車両の利用はできません。
- ◆ 車種・形状によっては利用できない場合があります。
- ◆ 駐車承認後利用を取消する場合は、必ず役場担当課に取消申請書を提出してください。